# 教育委員会定例会会議録

# 1 日 時

令和3年 3月24日(水) 開会 13時00分 閉会 14時04分

## 2 場 所

教育委員室

# 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員 北野誕水委員

欠席委員 なし

## 4 出席職員

教育長 木平芳定 (再掲)、副教育長 宮路正弘 次長 (教職員担当) 山本健次、次長 (学校教育担当) 諸岡伸、 次長 (育成支援・社会教育担当) 中野敦子、次長 (研修担当) 吉村元宏 教育総務課 課長 伊藤美智子、班長兼企画員 森将和、 教職員課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 福井崇司、班長 水谷匡利 班長 湯浅秀紀

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明 高校教育課 課長 井上珠美、班長 河合貞志、係長 水谷紀子 人権教育課 課長 久野嘉也、班長 若山公治 人権教育監 船見雪絵 社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、班長 伊藤裕偉、主査 植村一弘

## 5 議案件名及び採択の結果

文化振興課 課長 荒川健

審議結果

議案第63号	三重県教育委員会事務局組織規則の一部	
	を改正する規則案	原案可決
議案第64号	公立学校職員の給料および手当の支給に	
	関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第65号	三重県指定文化財の指定について	原案可決
議案第66号	斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を	
	改正する規則案	原案可決
議案第67号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第68号	令和4年度三重県立高等学校入学者選抜	

実施方針(案)について原案可決議案第69号職員の人事異動(事務局)について原案可決議案第70号職員の人事異動(県立学校)について原案可決議案第71号職員の人事異動(市町等立小中学校・<br/>義務教育学校)について原案可決

## 6 報告題件名

報告 1 「人権教育サポートガイドブックⅡ」について

報告 2 令和3年度事務局職員の人事異動報告について

報告 3 令和3年度県立学校教職員の人事異動報告について

報告 4 令和3年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

# 7 審議の概要

## • 開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

## ・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

## ・前回審議事項(3月11日開催)の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

## ・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

#### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第67号、議案第69号から議案第71号及び報告2から報告4は、人事に関する案件であるため、議案第68号は公表前のため、非公開とすることを決定する。会議の進行は、審議後の事務手続きの都合上、非公開の議案第67号から第71号を審議した後、非公開の報告2から報告4の報告を受け、公開の議案第63号から議案第66号を審議し、公開の報告1の報告を受ける順番とすることを決定する。

議案第67号 職員の懲戒処分については、対象となる事案が2件のため、事案ご とに区切って審議をすることとする。

#### ・審議事項

## 議案第67号 職員の懲戒処分について (非公開)

中村教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案

可決する。

森脇委員が退席し、5名中4名の委員の出席により、引き続き会議が成立している ことを宣言する。

## •審議事項

議案第68号 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について (非公開)

井上高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案 どおり可決する。

議案第69号から議案第71号、報告2から報告4は、いずれも人事異動に関する 案件のため、一括して審議、報告を求めることを決定する。

#### • 審議事項

議案第69号 職員の人事異動(事務局)について (非公開)

議案第70号 職員の人事異動(県立学校)について (非公開)

議案第71号 職員の人事異動(市町等立小中学校・義務教育学校)について(非公開)

報告2 令和3年度事務局職員の人事異動報告について (非公開)

報告3 令和3年度県立学校教職員の人事異動報告について (非公開)

報告4 令和3年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について (非公開)

中村教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が本案を原案どおり可決し、本報告を了承する。

#### •審議事項

**議案第63号** 三**重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案 (公開)** (中村教職員課長説明)

議案第63号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり 提案する。令和3年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

#### 提案理由

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが、この規則の改正案となっておりますが、内容につきましては、3ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。

「1 改正理由」としましては、令和3年度の教育委員会事務局の組織について所

要の改正を行うことに伴い、三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正を行う必要があるということです。

「2 主な改正内容」としまして、(1)としまして、先ほど、組織改正のところで説明しましたように、盲学校及び聾学校の移転整備や杉の子特別支援学校石薬師分校の改修など、特別支援学校の整備を着実に推進するために、新たに「特別支援学校整備推進監」を設置いたします。そのことに伴い、組織規則の改正が必要になるのと、併せて三重県教育委員会教育長事務専決規則についても、今回、組織規則附則において所要の改正を行うものです。

施行期日は令和3年4月1日からです。1ページに改正後のほうが表に載っておりますが、ここに特別支援学校推進監ということで、新たにこの職を設置するため、別表に入ります。

## 【質疑】

#### 教育長

議案第63号はいかがでしょうか。

## 【採決】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

## •審議事項

# 議案第64号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則案 (公開)

(青木福利・給与課長説明)

議案第64号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年3月24日提出 三重県教育委員会教育長 提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが、新旧対照表方式による規則改正案になっておりますが、2ページの規 則案要綱で説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

- 「1 改正理由」小学校の統廃合及びへき地学校等の指定の見直しに伴い、規定の整備を行う。
- 「2 改正内容」(1)尾鷲市立三木小学校(現:1級)及び北牟婁郡紀北町立海野小学校(現:1級)が廃校になることに伴い、へき地学校級別指定表から削除する。
  - (2) 小学校の統合に伴うへき地学校等の指定の見直しにより、北牟婁郡紀北町立

西小学校をへき地学校に準ずる学校指定表から削除し、特別の地域に所在する学校指定表に加える。

- 「3 施行期日」令和3年4月1日から施行する。
- 「2 改正内容」の(2)にあります紀北町立西小学校については、(1)の廃校となりました海野小学校と統合されたことに伴い、給与条例に定める基準に基づき、再算定した結果、「へき地学校に準ずる学校」という区分の指定から、「特別の地域に所在する学校」という区分に変更になったものです。

この変更に伴い、「参考1」の一覧表にあるへき地手当4%支給対象となっております「準へき地」、この区分から外れることとなりますが、3行目の括弧書きにありますとおり、地域手当、現行4.6%が支給されておりますが、これとの併給調整によりまして、準へき地のへき地手当の4%というのは支給されておりませんので、変更後の給与水準への影響はございません。

また、「参考2」にあります異動に伴い転居した場合に支給されるへき地手当に準ずる手当につきましては、区分変更後の「特別の地域に所在する学校」、こちらも支給対象となりますので、引き続き支給されることとなります。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 【質疑】

## 教育長

議案第64号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

#### •審議事項

## 議案第65号 三重県指定文化財の指定について (公開)

(林社会教育・文化財保護課長説明)

議案第65号 三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。令和3年3月24日提 出 三重県教育委員会教育長

#### 提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容について簡単にご説明させていただきます。 1 枚おめくりいただき 1 ページを ご覧ください。今回、指定文化財として挙げているのが、「木造神像 5 軀」、「塑像仏頭 1 個」、「神島入荒布船木札 6 枚」となっております。

内容について簡単に説明させていただきます。3ページをご覧ください。木造神像 5軀につきましては、四日市市の耳常神社が所有しているもので、年代は平安時代か ら室町時代にかけてのものとなっております。 5ページから 6ページにその写真があります。 5ページには、男神女神坐像の写真となっております。 6ページの上の半分が女神坐像、下が神像の写真です。 4ページは評価です。木造神像 5 躯の内でも男神女神像 2 躯は、県内に残る神像彫刻の中では古い例として位置づけることができます。制作年代は 1 0 世紀末から 1 1 世紀前半と見られておりまして、三重県の彫刻史上、貴重な作例です。また、この神像群は、ひとつの神社に伝来した神像群を考える上で貴重な事例でありまして、美術史のみならず地域史の観点からも、今後の幅広い議論に資する学術的価値を有しています。これらのことから、神像 5 軀は、県指定文化財(彫刻)、そして指定後は今後も万全の保護を図る必要があるという評価をさせていただきました。

続きまして、7ページをご覧ください。塑像仏頭です。これにつきましては、四日 市市の顕正寺が所有しておりまして、年代は奈良時代のものです。9ページにその写 真があります。正面や背面、右側面、上面、下からというような写真を掲載しており ます。

8ページに評価の記載があります。本例は、面部だけとはいえ、ほぼ完好な状態を保っておりまして、技法の面では、外の塑土の構成がはっきりわかる貴重な事例である。また、心木構造に関する重要な資料をも提供しています。

さらに、奈良時代の塑像遺品である本例の存在は、当県の歴史を語る上で欠かせないものであることから、県指定文化財(彫刻)として指定し、今後とも万全の保護を図る必要があるという評価をさせていただいております。

続きまして、11ページ、神島入荒布船木札です。所有者は鳥羽市の八代神社、年代は永禄6年(1563年)のものです。13ページからその内容がありますが、

13ページにその木札の書かれた内容を掲載しております。14ページ、15ページ、 16ページには、その木札の写真を掲載しています。

12ページの評価をご覧ください。本資料は木製で、室町時代末期の永禄6年に作成され、海域での生業時に携行するための許認可証書であります。本資料は、海での生業に係る室町戦国時代の木札の実例として初めてのものであり、全国的に見ても貴重なものです。また2領主から同時に許認可されていることを示すその内容は、室町戦国時代の海の領有(領海)を考える上で重要である。これらのことから、当資料は学術的価値が極めて高く、県として末永く保存するのが適切であるという評価をさせていただきました。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

#### 教育長

議案第65号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

#### •審議事項

## 議案第66号 斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案 (公開)

(林社会教育・文化財保護課長提案)

議案第66号 斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案 する。令和3年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

#### 提案理由

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1 条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容については、文化振興課長から説明していただきます。

## (荒川文化振興課長説明)

1枚おめくりいただき、資料の1ページをご覧ください。斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱です。「1 改正理由」にありますとおり、博物館資料の特別観覧許可申請につきまして、利用者のニーズの変化に合うよう、新たな観覧方法「画像データの利用・複製・複写」を追加するため、様式の改正を行うものです。

「2 改正内容」につきましては、特別観覧許可申請書及び特別観覧許可書の様式中、観覧の方法の欄に「画像データの利用・複製・複写」を追加するものです。

様式については、3ページ、4ページのとおりです。

また、改正前、改正後の対照につきましては、6ページ7ページをご覧いただき、 ご確認いただければと考えております

1ページにお戻りください。この規則につきまして、「3 施行期日」にありますとおり、令和3年4月1日から施行したいと考えております。

#### 【質疑】

#### 教育長

議案第66号は、いかがでしょうか。

## 【採決】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

#### ・審議事項

## 報告1 「人権教育サポートガイドブックⅡ」について (公開)

(久野人権教育課長)

報告1 「人権教育サポートガイドブックⅡ」について

「人権教育サポートガイドブックⅡ」について、別紙のとおり報告する。令和3年

3月24日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長

おめくりいただき、別紙資料をご覧ください。

「1 概要」です。すべての教育活動の中で総合的に人権教育が行われ、「人権感覚あふれる学校づくり」が推進されるよう、昨年度、「人権教育サポートガイドブック」を作成しました。

その続編として、学校の組織的な取組を支援するための研修資料として「人権教育サポートガイドブックII」を作成しました。

「2 経緯」です。近年、学校では多様な子どもに応じた配慮や指導の個別化、子どもたちが安心して通える居場所としての役割が、これまで以上に必要となっており、子どもの人権を尊重した授業の進め方や子どもが安心して過ごせる環境づくりなどに関する資料のニーズが高まっています。

そこで、昨年度、人権教育サポートガイドブックを作成し、子どもが不安や悩みを話しやすくなる聞き方や、学習意欲を喚起する授業づくり、保護者との信頼関係を築くことの重要性などを示しました。

今年度は、学校全体で組織的に人権教育を進めるため、不登校の子どもへの支援や学校で発生する差別事象をチームとして対応する際の留意点などを記載した「人権教育サポートガイドブックⅡ」を作成しました。

コロナ禍において、子どもたちが抱える不安や悩みに寄り添った心のケアや、感染にかかわって発生する人権侵害への適切な対応も一層求められていることから、これらの資料の活用を促進してまいります。

続いて、「3 主な内容」です。お配りしている冊子本体をご覧ください。表紙を 開けていただくと、目次がございます。いくつかピックアップして紹介します。

[3]人権侵害発生後の学校組織としての取組」のポイントを示しています。学校で人権侵害が発生した直後の取組については、昨年度発行の人権教育サポートガイドブックで取り上げましたので、今回は、その後の学校全体での中長期的な取組について示しているところです。

続いて、4です。4では、インターネットが私たちの生活に欠かせないものになっていることを踏まえ、その危険性やトラブル、対応の仕方だけでなく、ネットを人権保障に活用している事例も紹介しています。

5では、不登校の子どもを支援する際に求められる教職員の姿勢について解説しています。

8では、教科学習の内容と関連させることによって、効果的に個別の人権問題について学習できる流れを提示しています。このような形で作成をさせていただきました。もう一度、別紙資料に戻ってください。裏面の「4 今後の取組」です。県内の公立・私立全ての学校に配付いたします。また、各種研修会やホームページ等を通じて、内容や活用方法を周知してまいります。具体的な活用の方法については、研修講座を開催するほか、市町等教育委員会と連携し促進を図ってまいります。

最後に「5 その他」として記載していますとおり、今年度、新型コロナウイルス 感染症にかかるいじめや偏見・差別をなくすための学習指導資料を5月と9月に作成 し、県内の学校に電子データとして配付しました。来年度も新型コロナに関する学習 を行う必要があることから、一昨年度に発行しました「みらいをひらく」という中学校用の人権学習指導資料に、このコロナウイルス感染症に係る学習指導資料を追加した増補版を印刷し、今回作成の「サポートガイドブック II 」とともに学校に配付する予定です。

# 【質疑】

# 教育長

報告1は、いかがでしょうか。

-全委員が本報告を了承する。-

# ・閉会宣言